

五、單車。電動機を改造せられたし。

(回答) 前年度以来の方針に付今後も改造を継続すべし。

六、昇給は規程の最高額を以つて実行せられたし。

(回答) 昇給は規程の最高額以内に於て各自の勤勞成績を考慮し、之を行ふも可なりは一率に最高額を以つて実施すること困難なり。

十九

支那嘆願書——木村営業長宛(六月十三日)——今日回答

一、ハンドブレーキ付單車撤廃せられたし。

(回答) 到店撤廃し難し。

二、中間車應接車掌の撤廃反対。

(回答) 当營業所には直接關係なきも実施困難なり。

三、フエング吊を新に取附けられたし。

(回答) 車庫と協議の上考慮すべし。

四、ホキートルトブレーキの位置整へ、自動的スプリング・ボールキヤ

ンヤ一の取付せられたし。

五、増員せられたし。

(回答) 車庫と協議の上考慮すべし。

六、省線利用者。遅刻に付善処せられたし。

(回答) 絶対に容認し難し。

七、食堂に茶と茶器を備へられたし。

(回答) 実施せらるも猶其の設備費等に付て配慮すべし。

八、飲料水として湯湯を出されたし。

(回答) 例年通り本年も配給する様取計ふ。

九、廁所を改善せられたし。

(回答) 経営の關係に實施困難なるも相当考慮すべし。

十、食堂に共済組合以外の商人出入を許可されたし。

(回答) 許容し難し。

十一、大門附近に理髮所を設置せられたし。

(回答) 共済組合と協議の上実施を圖ること。

十二、濱松町地帯に診療所を設置せられたし。

(回答) 共済組合と協議の上実施を圖ること。